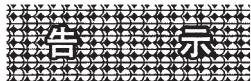


号に規定する帆布製品製造に係るものに限る。次項において同じ。)」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「同項各号の一に」を「第3条第4項第1号から第4号までに掲げる者のいずれかに」に改め、「者である」を削る。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

都市・まちづくり課



長野県告示第366号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県佐久建設事務所において縦覧に供します。

平成29年7月3日

長野県知事 阿部 守一

1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 千曲川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成29年7月3日

3 廃川敷地等の位置

南佐久郡川上村大深山129-4地先から348-9地先、129-7地先から1361-4地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 33,328.77平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第367号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成29年6月16日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

平成29年7月3日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	岡谷自家用自動車 協会	岡谷市郷田1丁目 4番11号	岡谷市郷田1丁目 4番11号 岡谷自家用自動車 協会
旧	長野県自家用自動 車協会 岡谷支部	岡谷市郷田1丁目 4番11号	岡谷市郷田1丁目 4番11号 長野県自家用自動 車協会 岡谷支部

会計課

長野県公安委員会告示第12号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり施設の名称変更の届出がありました。

平成29年7月3日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

認定を受けた者			教育に使用する施設		変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧	
株式会社軽井沢 西ドライビング スクール	佐久市甲1951番 地2	井口恒雄	軽井沢西ドライ ビングスクール	佐久市甲1951番 地2	軽井沢西ドライ ビングスクール	佐久川西自動車 学校	平成29年 6月1日

東北信運転免許課